官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）　二
〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業三）　二〇
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働八）　二四
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　二七
〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七六）　三七
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（法務三九）　四一
○法務省組織規則の一部を改正する省令（同四〇）　五三
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二五）　五三
〔法規的告示〕
○銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（金融庁二九）　五三
○信用金庫法施行規則第六十四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（同三〇）　五五
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（同三一）　五六
○銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部を改正する件（同三二）　五七
○保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部を改正する件（同三三）　五八
○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業二）　五九
○労働金庫法施行規則第四十五条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件（金融庁・厚生労働二）　六一
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産二）　六二
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（同三）　六三
○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（同四）　六四
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産七六一）　六六
○出願公表後に名称変更がなされた件（同七六二）　六六
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同七六三）　六八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者関係　八九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九九
会社その他
会社決算公告　一〇六